

# 居宅介護支援サービスにかかる重要事項説明書

## 1. 事業者

名 称 飯南シルバー  
住 所 松阪市辻原町 97 番地 3

## 2. 事業の目的

(目 的) 利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、**その有する能力やおかれている環境等の課題分析を通して、自立した生活を営むことができる**ように、利用者の選択に基づき居宅サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう援助を行います。

### (方 針)

- ①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公正中立にサービス調節を行います。  
複数のサービス事業者等の紹介を求めて頂けるように、サービス事業所を提案すると共に、居宅サービス計画書に位置付けたサービス事業者等の選定理由をご説明いたします。
- ②市町村、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、居宅サービス事業者等との連携に努めます。

## 3. ご利用事業所

居宅介護支援	介護保険事業所番号	2470703923号	
	住 所	松阪市辻原町 97 番地 3	
	管理者名・連絡電話番号	古御門 一純	TEL 0598-36-1156
	サービス提供地域	松阪市（平成 16 年 12 月 31 日現在における一志郡嬉野町・三雲町を除く。）	

## 4. ご利用事業所の職員体制等

職 種	人 員
管理者	1 名（主任介護支援専門員と兼務）
主任介護支援専門員	3 名
居宅介護支援専門員	3 名（常勤兼務 1 名・常勤 2 名）

## 5. 営業日・営業時間

営業日は、月曜日から金曜日までです。（但し、年末年始 12/31～1/3・国民の祝日・国民の休日は除く）

営業時間は以下のとおりです。

営業時間（月～金）
8：30～17：00

24時間常時連絡出来る体制を整備 連絡先 080-4177-7156

## 6. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ

- ①居宅サービス計画書作成依頼の受理  
↓
- ②アセスメントの実施（ニーズ把握、希望の確認）  
↓
- ③居宅サービス計画案の作成（要介護者・ご家族の同意）  
↑
- ④居宅サービスの実施  
↑
- ⑤モニタリング（提供サービスの総合的な評価）  
↑

## 7. サービス利用料金等

### (1) 利用料金等

要介護を受けられた方は、介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、介護保険給付金が直接事業者に支払われない場合、1ヶ月につき法令に定められた金額（10割負担）をいただきます。その場合は、当事業所が発行する証明書をもって、市町村の窓口に提出いただきますと、全額払戻受けることができます。

### (2) サービス提供地域外の場合の交通費

通常の事業の実施地域外の場合は、交通費として、次の金額を徴収します。

1キロごとに25円

## 8. 入院時等の連携

退院時の支援、調節をさせて頂く観点から、担当介護支援専門員の氏名、事業所の連絡先を入院先の医療機関にお伝えください。

## 9. 苦情対応

苦情があった場合は、苦情申し出者から話を聞くとともに、担当者に事情を確認し原因を突き止め、改善に向けた対応を検討します。

居宅介護支援 相談窓口	TEL 0598-36-1156	対応者 古御門
松阪市役所 介護保険課	TEL 0598-53-4091	
国民健康保険団体連合会	TEL 059-222-4165	

## **10. 秘密の保持**

サービスを提供する上で知り得たご利用者様及びご家族様に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。契約終了後も守秘義務は継続します。

## **11. 事故発生時の対応**

サービス提供の過程において事故などの連絡があった場合は、再発防止策を明確にし、その事故の原因を探り、再発防止に努めます。また状況等により保険者に報告が必要な場合は速やかに対応をします。

## **12. 高齢者虐待防止の対応**

高齢者の虐待防止に関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談窓口	TEL 0598-36-1156	対応者 古御門
------	------------------	---------

虐待防止の発生、その再発を防止する為、虐待防止の対策委員会を設け、研修を開催します。

## **13. ハラスメント対策**

適切なサービス提供を確保する観点から、業務や職場において行われる性的な言葉又は優越的な関係を背景とした言葉であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、必要な措置を講じるものとします。

## **14. 公平中立の観点における、居宅サービス計画書の利用事業所の状況**

当事業所のサービス計画書の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

## **15. 業務継続計画の策定**

事業所は感染症や自然災害の発生時に、指定居宅介護支援事業を継続的に実施するため及び非常時に早期業務再開を図るために業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また業務継続計画について職員に周知し、必要な研修及び訓練を実施します。

## **16. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置**

事業所は感染症が発生した際は、まん延防止の為の対策を検討する委員会を開催し、事業所における感染症の予防及びまん延防止の指針を策定します。また感染症の予防及びまん延防止の為、研修及び訓練を実施します。

令和 年 月 日

○利用者

私は、重要事項説明書の説明を受けました。

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

○上記代筆者（代筆者を選定した場合）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印（続柄）

○説明者 所属事業所 飯南シルバー

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

## 添付

利用料金及び居宅介護支援費・全額介護保険により負担されます。

(保険料の滞納等により保険制限が行われている場合は、費用負担が発生する事があります)

### ・居宅介護支援 I

居宅介護支援 i	介護支援専門員 1人あたりの件数が 45 未満である場合	要介護 1・2 1086 単位	要介護 3・4・5 1411 単位
居宅介護支援 ii	介護支援専門員 1人あたりの件数が 45 以上 60 未満である場合	要介護 1・2 544 単位	要介護 3・4・5 704 単位
居宅介護支援 iii	介護支援専門員 1人あたりの件数が 60 以上である場合	要介護 1・2 326 単位	要介護 3・4・5 422 単位

### ・居宅介護支援 II (ケアプランデータシステム連携活用・事務職員配置)

居宅介護支援 i	介護支援専門員 1人あたりの件数が 50 未満である場合	要介護 1・2 1086 単位	要介護 3・4・5 1411 単位
居宅介護支援 ii	介護支援専門員 1人あたりの件数が 50 以上 60 未満である場合	要介護 1・2 527 単位	要介護 3・4・5 683 単位
居宅介護支援 iii	介護支援専門員 1人あたりの件数が 60 以上である場合	要介護 1・2 316 単位	要介護 3・4・5 410 単位

初回加算	新規及び要介護度 2 区分以上変更時に計画を作成した場合	300 単位
入院時情報連携加算 I	入院当日中に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250 単位
入院時情報連携加算 II	入院してから 3 日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200 単位
退院・退所加算 I イ	病院等の職員から情報提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けている場合	450 単位
退院・退所加算 I ロ	病院等の職員から情報提供をカンファレンスにより 1 回受けている場合	600 単位
退院・退所加算 II イ	病院等の職員から情報提供をカンファレンス以外の方法により 2 回受けている場合	600 単位
退院・退所加算 II ロ	病院等の職員から情報提供を 2 回受け、内 1 回はカンファレンスによる場合	750 単位
退院・退所加算 III	病院等の職員から情報提供を 3 回受け、内 1 回はカンファレンスによる場合	900 単位
通院時情報連携加算	医師・歯科医師の診察を受ける際に同席し、心身状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師・歯科医師等から必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合	50 単位
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で永眠された利用者に永眠日・永眠日前 14 日以内に 2 日以上居宅を訪問し、心身状況等を記録し主治医・サービス事業者に提供した場合	400 単位

緊急時等居宅カンファレンス加算	病院・診療所医師の求めにより、病院又は診療所の職員と利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位
-----------------	--	--------

特定事業所加算	I 519 単位	II 421 単位	III 323 単位	A 114 単位
1. 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置している	○ 2名以上	○ 1名以上		○ 1名以上
2. 常勤かつ専従の介護支援専門員を配置している		○ 3名以上	○ 2名以上	○ 常勤・非常勤 1名以上
3. 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的に開催している			○	
4. 24 時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している		○		○ 連携可
5. 算定日が属する月の利用者総数のうち要介護 3～要介護 5 である者が 100 分の 40 以上である	○		×	
6. 介護支援専門員に対し計画的に研修を実施している		○		○ 連携可
7. 地域包括支援センターから支援から支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供している			○	
8. 家族に対する介護等を日常的に行ってい る児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に係る事例検討会、研修等に参加している			○	
9. 特定事業所集中減算の適用を受けていない		○		
10. 介護支援専門員 1 人あたりの利用者の平均件数が 45 名未満（居宅介護支援費（II）を算定している場合は 50 名未満）である		○		
11. 介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保している		○		○ 連携可
12. 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施している		○		○ 連携可
13. 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している		○		

特定事業所医療介護連携加算	125 単位
<ul style="list-style-type: none"> <li>・前々年度の 3 月から前年度の 2 月迄の間、退院退所加算の算定における病院及び介護保険施設との連携の回数の合計が 35 回以上である</li> <li>・前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を 5 回以上算定している</li> <li>・特定事業所加算 I ・ II ・ III のいずれかを算定している</li> </ul>	

<減算>

特定事業所集中減算	指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与において、正当な理由なく特定の事業所に 80% 以上集中している場合	1 カ月に 200 単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援の提供できていない場合	基本単位数の 50% 減算 又は算定不可
同一建物減算	居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者、また居宅介護支援事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物に居住する利用者に対して居宅介護支援を行った場合	所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を算定
高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待の発生、再発防止の措置（委員会の開催、指針、研修等）が講じられていない場合	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
業務継続計画未策定減算	感染症、災害が発生した場合であっても継続的に支援を提供できる、業務継続計画を策定していない場合	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算